

環自総発第 2007282 号
令和 2 年 7 月 28 日

各〔都道府県〕
〔指定都市〕動物愛護管理主管部（局）長 殿
〔中核市〕

環境省自然環境局総務課長
（公 印 省 略）

所有者の判明しない犬又は猫の引取りの取扱い等について

動物愛護管理行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、下記を踏まえ、都道府県警察と連携・協力体制の確保に努められますようお願いいたします。

なお、本件については、警察庁長官官房会計課と協議済みです。また、『所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合等の取扱いについて』（平成 31 年 3 月 29 日付け警察庁丁地発第 73 号）の周知及び解釈について」（令和 2 年 1 月 27 日付け環自総発第 2001273 号環境省自然環境局総務課長通知）は廃止します。

記

1. 所有者の判明しない犬又は猫の引取りの取扱いについて

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 35 条第 1 項において、都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 22 第 1 項の中核市その他政令で定める市（特別区を含む。）をいう。以下同じ。）が犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、当該犬又は猫の引取りが義務付けられており、引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、これを拒否できることが規定されている。

今般、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号。以下「改正法」という。）により、法第 35 条第 1 項を準用する同条第 3 項が改正され、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合において、周辺的生活環境が損なわ

れる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、都道府県等はその引取りを拒否することができることとされた。この規定の趣旨は、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行について」（令和2年5月28日環自総発第2005281号環境省自然環境局長通知）を参照されたい。

2. 都道府県警察との連携について

改正法により、法第35条第3項において準用される同条第1項の規定に基づき、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合において、周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、都道府県等はその引取りを拒否することができることとされたことを踏まえ、所有者の判明しない犬又は猫の引取りの取扱いについて、都道府県警察に対し、都道府県等の実情に関し主体的に情報共有を図り、連携して対応いただきたい。

なお、警察署長が都道府県等に所有者の判明しない犬又は猫を引き渡すケースは以下の（1）から（4）が想定される。

- （1）遺失物法（平成18年法律第73号）第4条第1項又は第13条第1項の規定に基づき、警察署長が拾得者又は施設占有者から提出を受けた物件について、同法第37条第1項第1号の規定に基づき、当該警察署の属する都道府県に当該物件の所有権が帰属する場合
- （2）遺失物法第4条第1項又は第13条第1項の規定に基づき、警察署長が拾得者又は施設占有者から提出を受けた物件について、同法第10条の規定に基づく処分を行う場合
- （3）警察職員が法第35条第3項に規定する「その拾得者その他の者」として職務中に物件として犬若しくは猫を自ら拾得した場合、又は同項の規定に基づく所有者の判明しない犬若しくは猫の引取りの求めがあった場合であって、休日、夜間等で都道府県等が閉庁しているなどやむを得ない事情により、拾得者その他の者又は発見者が自ら早急に行くことができず、これらの者からの依頼を受けて警察で一時的な預かりが行われた場合
- （4）法第36条第1項に基づき、所有者の判明しない負傷した犬、猫等の動物に関する通報があった場合に、休日、夜間等で都道府県等が閉庁しているなどやむを得ない事情により、拾得者その他の者又は発見者が自ら早急

に行うことができず、これらの者からの依頼を受けて警察で一時的な預かりが行われた場合

(1) については、所有権が、当該警察署の属する都道府県に帰属しているため、都道府県は犬猫を適切に管理することが必要である。

(2) については、(1) の帰属前に、遺失物法第 10 条及び遺失物法施行令(平成 19 年政令第 21 号) 第 4 条第 1 項の規定に基づき、警察署長が提出を受けた物件の処分として、都道府県等に引取りを求める場合である。この場合、当該犬猫の引取りは義務付けられているものではないが、引取りを行わない場合であっても、動物の愛護及び管理の観点から、当該犬猫の保管方法等について助言を行う、又は保管委託先について紹介するなど、適切な対応を行うこと。

(3) については、今回の改正により、引取拒否事由に該当する場合には、都道府県等は引取りを拒否することができることとされた。

ただし、都道府県等の実情が十分に都道府県警察に伝わっていないと、都道府県警察で一時的に預かりが行われた所有者の判明しない犬又は猫について、実際に都道府県警察が都道府県等に引き渡す際に支障が生ずるおそれがある。例えば、周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがない場合は、都道府県等によっては引取りを拒否する場合も考えられるが、警察においては引取拒否事由の該当性に係る判断のための知見等を有していないことから、引取り時に支障が生じることを防ぐため、改正法が本年 6 月 1 日に施行されたことを受け、特に留意して主体的に都道府県警察と情報の共有を図っていただきたい。

(4) については、都道府県等は法第 36 条第 2 項に基づき所有者の判明しない負傷した犬、猫等の動物を収容する義務がある。